

平成27年度重点施策

—ICTで活気ある東北のまちづくり—

総務省東北総合通信局では、平成27年度の重点施策として、「ICTで活気ある東北のまちづくり」をスローガンに掲げ、東日本大震災の被災自治体が抱える課題をICTを活用して解決し、復興支援を着実に推進するとともに、ICTを活用したまちづくりの推進に対する各種支援事業を促進するなど、次の4つの事項を柱とする重点施策に全力を挙げて取り組みます。

- I 東日本大震災からの復興の着実な推進
- II 安心・安全な暮らしの確保
- III 元気なまちづくりの推進
- IV ひとにやさしいICT環境の整備

I 東日本大震災からの復興の着実な推進

1 復興街づくりへの支援

防災集団移転や土地区画整理、長期避難者のための生活拠点整備等の復興街づくりが本格化する復興集中期間の最終年度に当たる平成27年度において、情報通信基盤の円滑な整備に取り組みます。

(1) 復興街づくりに即した情報通信基盤の整備促進

被災自治体が策定する防災集団移転促進事業や土地区画整理事業、長期避難者の生活拠点整備事業等の復興街づくり計画実現において、必要となる情報通信基盤整備の課題を明確化し、関係機関と協力してその解決を図る。

☞「東日本大震災ICT復興促進連絡会議」による課題抽出と調整の加速

(2) 復興街づくりにおける情報通信基盤整備への支援

復興街づくりと併せて行う地デジ受信環境、地上ラジオ受信環境、ブロードバンド環境等被災地域の復興と被災者の暮らしの再生を実現するために必要な情報通信環境の整備について支援します。また、原発避難区域における共聴施設の整備を支援します。

☞「被災地域情報化推進事業（復興街づくりICT基盤整備事業）」
「福島原発避難区域等における地上デジタル放送視聴環境整備」

(3) 広域運用を可能とする漁業用海岸局の整備の支援

沿岸部被災地域の基幹産業である水産業の本格的な復興のために、漁港施設等の再整備と併せ、沿岸漁業の安心・安全を確保するとともに操業の効率化を可能とする漁業用海岸局の広域運用のための施設整備を支援します。

☞「被災地域情報化推進事業（復興街づくりICT基盤整備事業）」

(4) 被災した情報通信基盤の復旧への支援

東日本大震災・大震災により被害を受けた地域のブロードバンド基盤、地域公共ネットワーク、CATVの復旧を行う被災自治体を支援します。

☞「情報通信基盤災害復旧事業費補助金」

2 ICT利活用による新しい東北の創造

平成26年4月に取りまとめられた「新しい東北の創造に向けて（提言）」を踏まえ、ICT利活用による被災者の暮らしの再生に向け、被災自治体等が進めるICT利活用事業を支援します。

(1) 被災地の就労機会確保に向けたテレワーク導入への支援

自宅や仮設住宅等でパソコンを使って仕事ができる仕組みを活用し、住民の就労促進に向けたテレワークシステムを構築する事業を支援します。

☞「被災地域テレワーク推進事業」

(2) 災害に強い医療情報連携基盤構築への支援

福島県内における地域医療圏の中核的医療機関、診療所、薬局、介護施設等の保有する患者・住民の医療・健康情報を、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するための医療情報連携基盤を構築する事業を支援します。

☞「東北地域医療情報連携基盤構築事業（東北メディカル・メガバンク計画）」

Ⅱ 安心・安全なくらしの確保

1 災害に強い情報通信インフラの整備

災害発生時に防災関係機関による情報伝達や住民への避難指示が確実に行われるよう、ネットワークの強靱化や防災行政無線等のデジタル化を促進するとともに、漁船海難事故防止に取り組みます。

(1) 放送ネットワークの強靱化及び放送施設の安全・信頼性の向上

災害時の通信・放送網遮断等を回避するため、ネットワークの強靱化や、災害放送実施体制の強化等を行う自治体・放送事業者等を支援し、一層の安全性・信頼性の向上を進めます。

☞「放送ネットワーク整備事業」

「地域ケーブルテレビネットワーク整備事業」

(2) 消防・防災用デジタル無線システムの整備促進

住民に対する防災情報等の伝達の確実性を確保するため、防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化に係る整備を支援します。

☞「無線システム普及支援事業（周波数有効利用促進事業）」

(3) 防災訓練、非常通信協議会等における最新技術の活用

各県や市町村、公共防災関係機関に対し、非常時における効果的な対応を行うとともに、各県主催の防災訓練及び非常通信訓練等において最新技術の活用を促進します。また、非常災害時に開設する無線局について「臨機の措置」「通信機器及び移動電源車の貸出し」について周知を行います。

(4) 漁船海難事故防止の推進

国の3機関(東北総合通信局、東北運輸局及び第二管区海上保安本部)が連携した「東北地区漁船海難防止連絡会」を中心に、漁船への訪船指導や漁業協同組合・漁業者等への海難事故防止のための安全設備、安全対策の周知・啓発活動を行い漁船海難事故防止を取り組みます。

2 災害時の住民への情報伝達手段の強化

災害発生時に直接住民へ災害・避難情報などを伝えられるよう、様々なメディアを使って複合的に、かつ、広範囲に情報伝達できるような手段の普及を推進します。

(1) Lアラート(災害情報共有システム)の普及・利活用の促進

管内すべての県でLアラートが導入されるよう活動を強化します。また、自治体、メディア、ライフライン事業者等の関係者から構成される連絡会を県単位で設置することにより、課題の解決や運用の改善を図り、災害時の安定運用のための連携協力体制を確立します。

(2) 電気通信サービスを利用した防災情報伝達の利用の促進

災害時等における住民に対する情報伝達の一手段として、管内すべての自治体で緊急速報メールが導入されているなど、電気通信サービスの重要性が増してきているため、その利用上の課題や活用法について自治体及び住民の方々への周知啓発活動を行います。

(3) ラジオ難聴の解消支援

生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、民放ラジオの難聴解消のための中継局整備を支援します。

☞「民放ラジオ難聴解消支援事業」

(4) コミュニティ放送の普及及び臨時災害放送局の適切な監理

コミュニティ放送局の開設計画を有する自治体・団体に対して円滑な開局に向けて支援・指導を行います。また、存続する臨時災害放送局の適正な運用管理を引き続き指導するとともに、コミュニティ放送局開局を希望する場合、計画が円滑に進むよう支援します。

3 信書便市場の活性化

平成26年3月の「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方に関する中間答申」を踏まえ、誰もが安心してサービスを利用できるよう、利用者一般に対する制度の周知啓発の一層の推進を図るとともに、事業者の適切な監理を実施します。

Ⅲ 元気なまちづくりの推進

1 地域のICT基盤整備

地域の成長・発展を支える超高速ブロードバンドや携帯電話等の情報通信基盤の整備や観光・防災に有効な無料公衆無線LANの整備の促進などを推

進めます。

(1) 条件不利地域における光ファイバ整備の推進

過疎地等の「条件不利地域」を含む地域において、医療等の高度なアプリケーションの導入に資する超高速ブロードバンド基盤整備を実施する自治体を支援します。

☞「情報通信利用環境整備推進事業」

(2) 無料公衆無線LAN整備の推進

地域活性化の観点から、観光・防災拠点における公衆無線LANの整備を行う自治体等を支援します。

☞「観光・防災Wi-Fiステーション整備事業」

(3) ふるさとテレワークの推進

企業や雇用の地方への流れを促進するため、地方創生に資する新たなテレワーク(ふるさとテレワーク)を推進します。

(4) 携帯電話の通信エリアの拡大

東北地域で8700人(600地域)の携帯電話の不感地帯を順次解消することを目指し、また、道路や鉄道のトンネルや、特に盛岡以北の東北新幹線の不感地帯の解消を促進するため、自治体、電気通信事業者を支援します。

☞「携帯電話等エリア整備事業」

「電波遮蔽対策事業」

2 ICT利活用による地域創生

地方都市等の活性化に資するツールとしてICTを活用し、地域の課題解決に向けた取り組みを支援します。

(1) 東北地方の元気な(活気ある)まちづくりの推進のための活動

東北地方の産学官が結集して幅広い活動を実施している東北情報通信懇談会等と地域の関係機関と連携し、講演会、セミナー、シンポジウム、調査研究等により、地域経済の活性化に取り組みます。

(2) 「まち・ひと・しごと創生」におけるICT利活用への支援

地域の活性化を図っていく上でICTが有効なツールとなることから、自治体と連携して、「まち・ひと・しごと創生」の推進に取り組みます。

(3) 放送コンテンツの海外展開の促進

我が国の放送コンテンツは海外から高い評価を得ており、放送コンテンツが持つ発信力を活用することで、地域のプレゼンスの向上、訪日観光客の増加や地域活性化が期待できることから、地域の映像コンテンツについて、その制作への支援を行い、海外発信を促進します。

(4) ICT人材派遣制度の活用の推進

ICTの利活用による地域活性化が期待される一方で、ICTに関する専門的知識を有する自治体の職員の不足が障害となる場合も少なくないため、専門人材の派遣による支援を行います。

☞「地域情報化アドバイザー制度」

「ICT地域マネジャー派遣制度」

(5) ICT を活用した地域課題の解決

地域振興用のための電波の一層の利活用のため、「地域振興用周波数の有効利用のための技術的条件に関する調査検討会（仮称）」を開催し、地域振興用周波数のデジタル化のための技術的条件及び適切な周波数配置について検討を行います。

3 ICT分野の研究開発の促進

ICT分野における研究開発を支援し、耐災害性強化のための取り組みを強化します。

(1) 戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）による研究開発の促進

ICT分野のイノベーション創出の実現等を目的として、研究者が研究課題を自由に提案できる戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）により、東北地域の大学、研究機関等の研究開発を促進するとともに、研究成果の実用化に向けて周知啓発を図ります。

(2) 研究開発成果の事業化・産業化の促進

ICT分野の研究開発成果の事業化・産業化を促進するため、大学・ベンチャー企業などによる技術成果を具現化する「ICTイノベーション創出チャレンジプログラム」により研究機関・専門家を支援します。

(3) 情報通信ネットワークの耐災害性強化のための研究開発の促進

NICT耐災害ICT研究センター等と連携し、情報通信ネットワークの耐災害性強化のための研究開発の推進を図るとともに、研究成果の周知啓発に努め、社会還元・実用化による社会実装を促進します。

IV ひとにやさしいICT環境の整備

1 電気通信サービスに関する消費者保護施策の推進

誰もが安心・安全にICTを利用できる環境の実現を目指し、電気通信サービスに関する消費者保護についての周知啓発等に取り組みます。

(1) 電気通信サービスの安全・信頼性向上対応の推進

改正電気通信事業法（安全・信頼性向上対策関係 平成27年4月全面施行）に基づく電気通信事業者における事故防止対策等に係る管理規程の見直し、重大事故の発生後の改善方策の検討等に際し、必要な管理・助言等を行います。

(2) 電気通信サービスに関するトラブル対応の強化

年々巧妙化してきている電気通信サービスを利用した犯罪や複雑化しているトラブルに対応するため、消費生活センターとの間で苦情・相談等の新たな事例の蓄積・分析、情報の共有を図るとともに、「電気通信消費者支援連絡会」を開催して消費生活センター、電気通信事業者等の関係機関の間で情報交換・意見交換を実施します。

(3) 消費者等への情報提供の推進

消費生活相談員研修会等への積極的な講師派遣による情報提供を行うとと

もに、ホームページを活用した消費者等への周知を行います。

2 安心・安全な青少年インターネット利用環境の整備

e-ネット安心講座をはじめとする出前講座の積極的な活用に向けた同講座の実施体制の強化とともに、地域に根ざした情報リテラシー教育体制の整備に向けた取り組みについて、管内の関係者の協力を得ながら推進します。

(1)「東北青少年安心ネット利用環境づくり連絡会」を通じた活動強化

地域の連携体制である「東北青少年安心ネット利用環境づくり連絡会」に参画する参加組織（東北地方の各県、各県警察、各県PTA連合会等）との連携強化に向けて、各団体の研修会等の場での行政施策等の説明を積極的に行います。

(2) e-ネット安心講座（生徒・保護者向け）の講師養成の強化

e-ネット安心講座の実施体制強化に向けて、講師認定講習会の計画的な開催により対象事業者における講師養成を支援します。また、同講座の質的向上に向けた既存認定講師へのフォローアップを実施します。

(3)教育委員会等が実施する講師養成研修（教員、保護者等向け）への支援

文部科学省がホームページに公開している「情報化社会の新たな問題を考えるための児童生徒向けの教材、教員向けの手引書」等を用い、教員や保護者自らが情報リテラシー講座の講師を務めることが出来るよう、教育委員会等の関係組織が実施する研修への講師派遣等の支援を行います。

3 サイバーセキュリティ対策の促進

ICT に大きく依存している現代社会において、サイバーセキュリティの確保は、国民生活や社会経済活動はもとより、国家の安全保障・危機管理においても極めて重要な課題となっています。このことから、各県のネットワーク・セキュリティ連絡協議会等と連携した取り組みを進めるとともに、一般国民、企業等を対象としたセミナー等を開催し周知啓発を図ります。

4 良好な電波利用環境の確保

市民生活に重大な影響を及ぼす重要無線通信妨害をはじめとした混信申告に対して、原因究明・障害排除を迅速かつ的確に行います。また、登録検査等事業者に対する適正な指導・監督や電波の適正な利用、電波の性質・安全性に関する周知啓発を推進することにより、安心・安全に電波を利用できる良好な環境を確保します。

(1) 重要無線通信妨害の早急な原因究明と解決

消防・救急や警察などの国民の生命・財産の保全に直結する重要無線通信への妨害に対し、早期の原因究明と解決に取り組みます。

特に近年設置が進んでいるLED機器や太陽光発電装置等の電気・電子機器から発生する不要輻射波による無線通信への妨害が増えていることから、こうした機器からの不要輻射波の分析等を行い、妨害排除に向けた適切な対応を図ります。

(2) 電波監視業務の充実・強化

電波法令違反に関する申告対応、不法・違反無線局対策を適切に実施し、良好な電波利用環境を確保・維持することを目的に、電波利用に関するリテラシーの向上に取り組みます。

(3) 登録検査等事業者の監督強化

東北管内の登録検査等事業者（195者）の適正な運営を確保するため、同事業者への立入検査を継続的に実施します。

(4) 微弱無線機器による障害防止及び利用者の保護

様々な微弱無線機器の普及に伴い、微弱電波の基準を超える無線機器による障害事案が発生していることから、これらの無線機器の市場流通状況を調査するとともに、東北管内において製造・販売している業者が確認された場合には、販売中止等の協力要請を行うなど、微弱無線機器の利用者を保護する対策を重点的に実施します。

(5) 電子申請の普及促進

無線局の許認可等の申請の電子申請利用の促進を図り、ICT化を進めることとして、積極的に周知広報を幅広く行い電子申請率の向上に取り組みます。